

平 戸 市 監 査 公 表 第 85 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 25 年 2 月 26 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人



- 第 1 監査の種類
地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査
- 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
生月支所市民協働課及び産業建設課
- 第 3 監査の期間
平成 24 年 11 月 6 日から平成 24 年 11 月 7 日まで
- 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり



24 平生市協第 189 号
平成 25 年 2 月 25 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫 様
平戸市監査委員 近 藤 芳 人 様

生月支所長 松 本 正 清

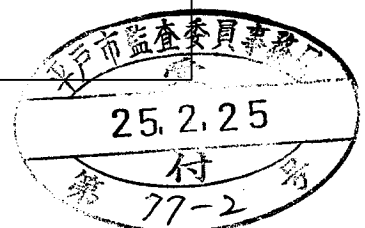


定期監査の結果に基づく措置事項について（報告）

平成 25 年 2 月 21 日付け 24 平監第 76 号にて通知がありました定期監査の結果について、下記のとおり措置を講じましたので、報告いたします。

記

区 分	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
市民協働課	① 平戸地区交通安全協会生月支部補助金については、交付申請・決定、実績報告及び額の確定が年度末の 3 月中に行われていた。通年事業の補助金申請・決定は、年度当初に行うべきである。	今後は、ご指摘のとおり適正に行うよう改善します。
	意 見	意見に対する措置
市民協働課	① 電気事業について、点検等で指摘された修繕が後手にまわり対症療法的な修繕方法となっており、計画的な維持管理による予算執行となっていない。適切な維持管理を行うためには、定期点検等で把握した項目を的確に措置することにより、故障等の発生を未然に防ぐことができ、効率的かつ経済的な施設運用が継続的に可能となる。維持管理のための課題の発生から対処までを時系列に見やすく綴るなど、管理手法を改善すると	今後は、作成済の管理計画に基づき施設の適切な維持管理を行い、経済的かつ継続的な施設運用に努めます。



	ともに、財政課と協議のうえ早急に対応すること。	
	意 見	意見に対する措置
産業建設課	① 道の駅の自動販売機の使用料徴収について、民間において自販機を設置する場合の経費との差額の把握をすべき。年間 280 円は民間と比して著しく安すぎる。【使用料条例を改正し、一般競争入札などを検討すべきではないか。】	自動販売機の使用料徴収については、全市にわたっており、統一した対応が求められるため、今後、調査を含め関係各課と検討・協議してまいります。
産業建設課	② 公営住宅において、駐車場区画が整備されているにも関わらず、駐車場使用料が徴収されていない。駐車場使用料を徴収している他の公営住宅との均衡を図るためにも、都市計画課と協議すること。	駐車場使用料については、都市計画課と協議中であり、徴収している他の公営住宅との均衡を図り、市内公営住宅について統一した対応を行います。
産業建設課	③ 公営住宅の駐車場の配分については、管理人に一任しているとのことであるが、市長の行政処分にあたると解すべきであり、一入居者である管理人の裁量と独断に委ねることは公平性の観点からも適当ではない。配分の公正性の確保と、他公営住宅との均衡を図るためにも本件については充分検討すること。	駐車場配分については、管理人に一任ではなく、②と同様、都市計画課と検討協議し、公平性の確保と、他公営住宅との均衡を図るよう市内公営住宅について市において統一した対応を行います。